



# 島根県報

令和8年3月6日(金)

第 6 9 9 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	(高齢者福祉課)	2
解除予定保安林	(森林整備課)	2
知事管理漁獲可能量の変更	(水産課)	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	( " )	3
都市計画事業変更の認可	(下水道推進課)	3

### 【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課)	4
臨港地区の区域の案の縦覧	(港湾空港課)	5
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	5

### 【特定調達公告】

X線光電子分光分析装置の調達に係る一般競争入札の実施	(産業振興課)	6
産業用マイクロX線CT装置の調達に係る一般競争入札の実施	( " )	8

### 【内水面漁管委指示】

あゆの採捕の禁止		11
ニホンウナギの採捕の禁止		11

## 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし  
 (2) 使用の部分

平成10年島根県告示第923号、平成17年島根県告示第44号、平成23年島根県告示第207号、平成27年島根県告示第788号及び令和2年島根県告示第153号の事業地において事業施行期間を変更する。

## 公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

令和8年3月6日

島根県知事 丸山達也

## 1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

## 2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月16日から12月18日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
5月25日から8月10日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
安来市	5月12日から5月13日まで	10時から15時まで	安来市役所
	5月14日	10時から14時まで	
	5月19日から5月22日まで	10時から15時まで	
奥出雲町	6月2日から6月5日まで	10時30分から15時まで	奥出雲町役場
浜田市	6月9日から6月10日まで	10時から15時まで	浜田市役所
	6月11日	10時から12時まで	
	6月18日	9時30分から15時まで	
	6月19日	10時から12時まで	
	7月7日	10時から14時まで	
	7月8日から7月9日まで	10時から15時まで	
	7月10日	10時から12時まで	
7月14日から7月16日まで	10時から15時まで		

	7月17日	10時から12時まで	
	8月6日	10時から12時まで	
飯南町	6月25日から6月26日まで	10時30分から15時まで	飯南町役場
邑南町	7月28日から7月29日まで	10時から15時まで	邑南町役場
	7月30日	10時から15時30分まで	
	7月31日	10時から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和8年3月6日

島根県知事 丸山達也

1 臨港地区の区域の案

港湾名	臨港地区の区域
別府港	隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山、字黒木、字宮ノ前及び字四河並びに同町大字美田字アキノ横手、字十家、字堂田、字中田、字八幡ノ前、字渡神及び字カマヤ地内

2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び隠岐支庁県土整備局島前事業部並びに西ノ島町役場

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年3月6日

島根県知事 丸山達也

1 土地区画整理組合の名称

江津市蛭子北土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成30年12月28日から令和8年6月30日まで

3 施行地区

江津市嘉久志町の一部

4 事務所の所在地

江津市嘉久志町イ1436番地

5 設立認可の年月日

平成30年12月28日

6 変更認可の年月日

令和8年3月6日

**特 定 調 達 公 告**